

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年12月26日

【事業年度】 第121期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大道良夫

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(524)2141 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 今井信一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 安藤泰己

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行東京支店
(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月26日に提出いたしました第121期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（訂正前）

・業績

（中略）

また、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、以下に記載の金額は内部取引相殺前の金額であり、課税取引については消費税及び地方消費税を含んでおりません。

銀行業では、経常収益は資金運用収益が順調に増加したことならびにその他経常収益が増加したことなどから104,476百万円となり、前連結会計年度に比べ19,718百万円増収となりました。しかしながら、経常費用が資金調達コストや与信コスト等の上昇を主因に24,541百万円増加し94,354百万円となったことから、経常利益は前連結会計年度比4,823百万円減益の10,121百万円となりました。

リース・投資事業では、経常費用は前連結会計年度比950百万円減少して8,656百万円となったものの、経常収益が8,980百万円で同1,221百万円の減収となったことから、経常利益は前連結会計年度比270百万円減益の323百万円となりました。

クレジットカード事業では、経常収益は前連結会計年度比31百万円増収の2,114百万円となったものの、経常費用が2,059百万円と同179百万円増加したことから、経常利益は54百万円となり同148百万円の減益となりました。

事務代行業では、経常収益は前連結会計年度比4百万円増収の1,474百万円にとどまったものの、経常費用が営業経費の減少を主因に同26百万円減少の1,371百万円となったことから、経常利益は102百万円

となり同30百万円の増益となりました。

信用保証事業(当行の住宅ローン等の保証業務)では、経常収益が612百万円で前連結会計年度比148百万円の増収となる一方で、経常費用は219百万円と同14百万円の増加にとどまったことから、経常利益は392百万円となり同133百万円の増益となりました。

その他の事業では、経常収益が前連結会計年度比13百万円減収の654百万円、経常費用も営業経費の増加を主因に同3百万円増加して661百万円となったことから、経常利益は同17百万円減益の6百万円の赤字(経常損失)となりました。

(以下省略)

(訂正後)

・業績

(中略)

また、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、以下に記載の金額は各セグメント間の内部取引相殺前の金額であり、課税取引については消費税及び地方消費税を含んでおりません。また、前期との比較数値については、前期においては同一セグメント内の取引金額を含んだ数値であります。

銀行業では、経常収益は資金運用収益が順調に増加したことならびにその他経常収益が増加したことなどから104,403百万円となり、前連結会計年度に比べ19,645百万円増収となりました。しかしながら、経常費用が資金調達コストや与信コスト等の上昇を主因に24,468百万円増加し94,281百万円となったことから、経常利益は前連結会計年度比4,823百万円減益の10,121百万円となりました。

リース・投資事業では、経常費用は前連結会計年度比950百万円減少して8,656百万円となったものの、経常収益が8,980百万円で同1,221百万円の減収となったことから、経常利益は前連結会計年度比270百万円減益の323百万円となりました。

クレジットカード事業では、経常収益は前連結会計年度比30百万円増収の2,113百万円となったものの、経常費用が2,041百万円と同160百万円増加したことから、経常利益は72百万円となり同130百万円の減益となりました。

事務代行事業では、経常収益は前連結会計年度比49百万円減収の1,421百万円となり、経常費用が営業経費の減少を主因に同34百万円減少の1,364百万円となったことから、経常利益は57百万円となり同15百万円の減益となりました。

信用保証事業(当行の住宅ローン等の保証業務)では、経常収益が612百万円で前連結会計年度比148百万円の増収となる一方で、経常費用は193百万円と同12百万円の減少となったことから、経常利益は419百万円となり同160百万円の増益となりました。

その他の事業では、経常収益が前連結会計年度比30百万円減収の637百万円、経常費用は同13百万円減少して644百万円となったことから、経常利益は同17百万円減益の6百万円の赤字(経常損失)となりました。

(以下省略)

4 【事業等のリスク】

(訂正前)

(1)信用リスク

～ (省略)

貸出先への対応

当行は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行が債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、当行がこれらの貸出先に対して債権放棄または追加貸出を行って支援をすることもあり得ます。このような貸出先に対する支援を行った場合は、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。

(省略)

(2)自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた国際統一基準を採用しております。

現時点における国際統一基準では、自己資本比率を8%以上に維持することが求められておりますが、当行の自己資本比率がこの水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けるとなり、その結果、業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の自己資本比率に悪影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・ 債務者の信用力悪化や不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・ 有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ・ 当行の既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることができない可能性
- ・ 繰延税金資産の計上にかかる制限
- ・ 本項記載のその他の不利益な展開

(3)～(4) (省略)

(5)オペレーショナル・リスク

～ (省略)

(6)その他

～ (省略)

(訂正後)

(1)信用リスク

～ (省略)

貸出先への対応

当行の取引先の中には、当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けている企業がありますが、内外の経済環境及び特定業種の抱える固有の事情等の変化により、当該業種に属する企業の財政状態が悪化する可能性があります。また、当行は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行が債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行せず、これらの貸出先に対して債権放棄または追加貸出を行って支援をすることもあり得ます。このような貸出先の信用状況の悪化や支援により、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。

(省略)

地域への依存

当行は、滋賀県を中心とした近畿圏ならびに東京・東海地区を営業基盤としていることから、地域経済が悪化した場合には、信用リスクが増加するなどして当行の業績に悪影響を与える可能性があるほか、業容の拡大を図れない可能性があります。

(2)自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた国際統一基準を採用しております。

現時点における国際統一基準では、自己資本比率を8%以上に維持することが求められておりますが、当行の自己資本比率がこの水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなり、その結果、業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の自己資本比率に悪影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・ 債務者の信用力悪化や不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・ 有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ・ 当行の既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることができない可能性
- ・ 繰延税金資産の計上にかかる制限
- ・ 本項記載のその他の不利益な展開
- ・ 自己資本比率の算定基準及び算定方法の変更により、自己資本比率が変動する可能性
- ・ 債務者及び株式・債券等の発行体の信用力悪化による信用リスクアセット及び期待損失の増加

(3)～(4) (省略)

(5)オペレーショナル・リスク

～ (省略)

人的リスク

当行は、多数の従業員を雇用しており、有能な人材の確保や育成に努めておりますが、十分な人材の確保・育成ができない場合には、当行の競争力や効率性が低下し、業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題等に関連する訴訟等が発生した場合、業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6)その他

～ (省略)

ビジネス戦略が奏功しないリスク

当行グループは、銀行業を中心に、リース・投資事業、クレジットカード事業、事務代行業業、信用保証事業等の金融サービスを提供するため、様々なビジネス戦略を実施し、企業価値の向上を目指しております。また、当行は平成19年4月に、「新世紀第3次長期経営計画」(平成19年4月～平成22年3月)を公表しておりますが、本計画に記載した各種施策は必ずしも奏功するとは限らず、当初想定した結果をもたらさない可能性があります。

業務範囲拡大に伴うリスク

当行は、法令等の規制緩和に伴い新たな収益機会を得るために業務範囲を拡大することがあります。当行が業務範囲を拡大することに伴い新たなリスクに晒されるほか、当該業務の拡大が予想通りに進展せず、当初想定した結果をもたらさない可能性があります。

競争に関するリスク

金融制度の規制緩和の進展に伴い、銀行・証券・保険などの業態を超えた競争に加え、政府系金融機関の民営化により、金融業界の競争は一段と激化しております。その結果、当行が他金融機関との競争において優位性を得られない場合、当行の業績又は財政状態に悪影響を与える可能性があります。

格付低下に係るリスク

格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、当行の資本及び資金調達条件が悪化する、あるいは取引が制約される可能性があります。このような事態が生じた場合、当行の資本及び資金調達費用が増加したり、資金調達そのものが困難となる等、当行の業績又は財政状態に悪影響を与える可能性があります。

各種規制に係るリスク

当行が業務を行なうに当たっては、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。これらの法令等及びその解釈は将来変更される可能性があります。その内容によっては、当行の業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務

当行の退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、市場環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、退職給付制度の改定を行った場合にも、追加負担が発生する可能性があります。その結果、当行の業績又は財政状態に悪影響を与える可能性があります。

リスク管理態勢が有効に機能しないリスク

当行は、リスク管理態勢を整備し、リスク管理方針や各種リスク管理規程に基づきリスク管理を行なっています。しかしながら、当行のリスク管理手法の一部には、過去の市場動向や経験などに基づいているものがあることから、将来発生するリスクを正確に予測することができず、リスク管理が有効に機能しない可能性があります。

金融犯罪に係るリスク

キャッシュカードの偽造・盗難や振り込め詐欺等の金融機関を狙った犯罪が多発しております。このような状況を踏まえ、当行では、金融犯罪による被害発生を未然に防止するため、セキュリティ強化に向けた取り組みを行っております。しかしながら、金融犯罪の高度化等により、被害に遭われたお客さまに対する補償や、新たな未然防止対策に係る費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第4 【提出会社の状況】

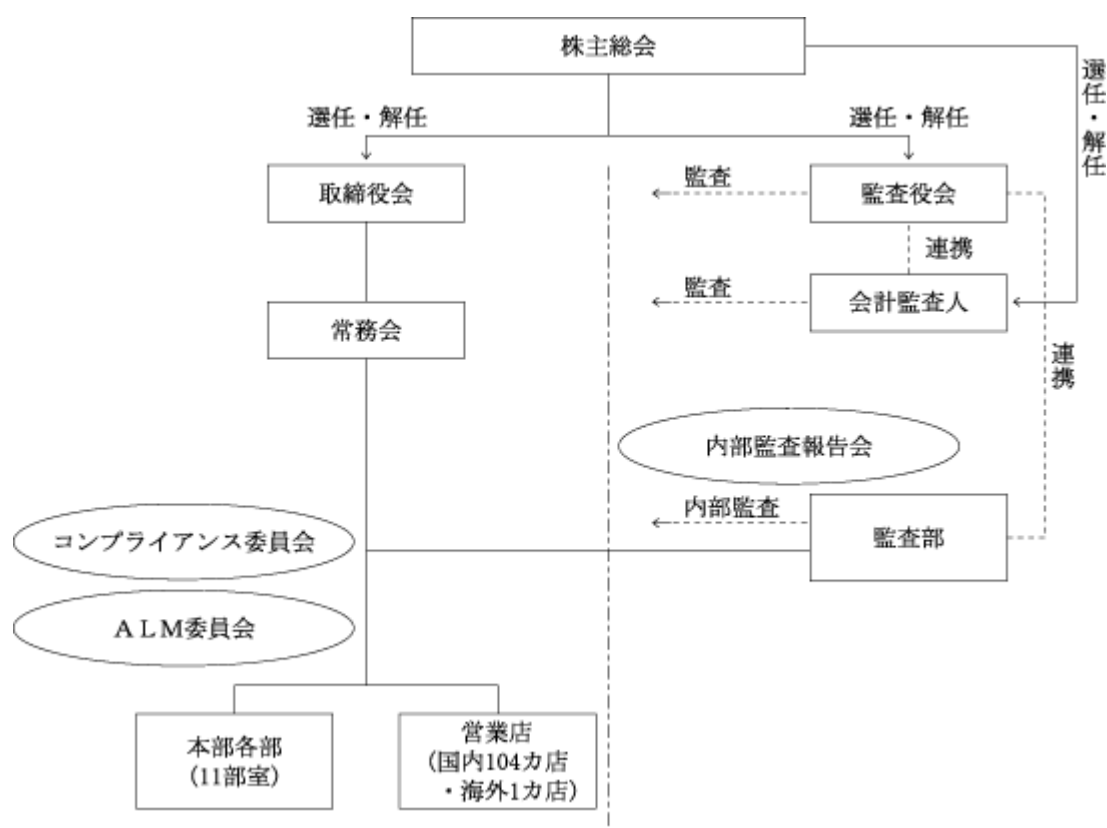
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況(平成20年3月31日現在)

～ (省略)

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



(2)～(6) (省略)

(7) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行と当行の社外監査役の間には、特記すべき利害関係はありません。

なお、社外監査役西川甚五郎及びその近親者が議決権の過半数を有している会社等は「関連当事者との取引」に記載のとおりであります。

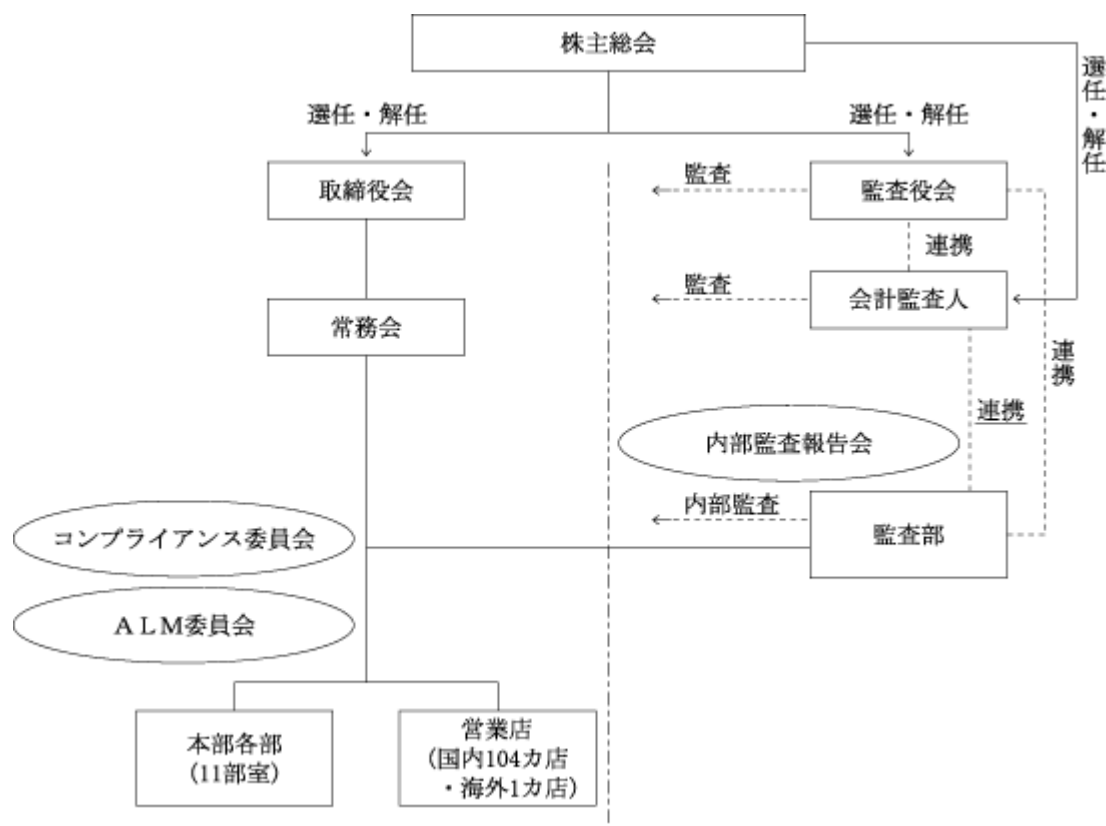
(以下省略)

(訂正後)

(1)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況(平成20年3月31日現在)

~ (省略)

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



(2)~(6) (省略)

(7)会社と会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行と当行の社外監査役の間には、特記すべき利害関係はありません。

なお、資本的関係としては、社外監査役西川甚五郎、安原 正は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、「5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。

また、社外監査役西川甚五郎及びその近親者が議決権の過半数を有している会社等は「関連当事者との取引」に記載のとおりであります。

(以下省略)